

令和9年度 喜入カントリークラブ友の会 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、喜入カントリークラブ友の会（以下本会という）と称する。
- 第 2 条 本会は、喜入興産株式会社（以下会社という）の経営管理する喜入カントリークラブ（以下ゴルフ場という）の施設を利用して、ゴルフの普及発達を促し、本会登録者相互の健康と親睦を図り、体位の向上と道義の涵養に努めることを目的とする。本会及び登録者は優先的予約、優先的プレー権等の権利を有しないことを確認するものとする。
- 第 3 条 本会の事務所は、クラブハウス内に置く。

第 2 章 登 録 者

- 第 4 条 本会の登録者は次のとおりとする。
1. 個人登録者
- 第 5 条 本会に登録しようとする者は、所定の登録申込書に必要書類を添えて提出し、入会審査委員会の承認を得なければならない。
- 第 6 条 登録期間は令和9年12月31日までとする。
- 第 7 条 暴力団関係及び暴力的不法行為のおそれがある者とゴルフ場の施設を利用することが好ましくないものは登録できない。
- 第 8 条 登録者は本会の細則で定められた年間登録料を会社に納入するものとする。
1. 年間登録料は登録時に全額を納入する。
2. 退会、登録取消し及び除名については、年間登録料は返還しない。
- 第 9 条 登録者は本人死亡の場合、その資格を失う。
- 第 10 条 登録者が次の各項の一に該当するときは、会社はその資格の一時停止又は除名することができる。
1. 本会の諸規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を毀損し又は秩序エチケットを乱す行為のあったとき。
3. ゲストとして暴力団員を紹介、あるいは同伴したとき。
4. 会社の利益に反する行為をなしたとき、その他処分を適当とする行為があったとき。
- 第 11 条 本会は、会社の都合により、いつでも解散することができる。この場合登録者は解散に対して異議を申し立てることはできない。
- 第 12 条 本会則は、令和9年1月1日より実施する。

細 則

- 第 1 条 本会の年間登録料は別途定める。
- 第 2 条 本会の登録者は下記の特典を有するものとする。
1. 会社が別に定める友の会特別料金(但し、指定日は除く)でゴルフ場を利用することができる。但し、優先的予約、優先的プレー権等の権利はない。
- 第 3 条 登録者はゴルフ場を利用する場合ゴルフ場の所定の方法により予約を取り、ゴルフ場利用約款を厳守しなければならない。
- 第 4 条 登録者は、プレー当日受付時に登録者であることを証明する為、登録者証を提示しなければならない。